

三重県国際水準GAP推進方針 2030

令和6年3月
農産物安全・流通課

1. GAP推進方針 2030の策定にあたって

- ・三重県では、平成29年に「三重県における農産物のGAP推進方針」を策定し、「東京2020大会の食材採用とその後の国内取引や海外輸出の拡大が有利に進められるよう、GAP推進の目標や具体的な活動・推進方法等を示して、その実現に向けて関係者が連携して取組み、GAP認証取得件数の拡大やGAP推進指導員の確保・育成などについて一定の成果を上げてきました。
- ・一方、国においては、GAPのさらなる取組拡大に向けて、2030年までにほぼ全ての国内産地で国際水準GAPを実施することを目標に掲げ、産地や部会を単位とする団体での国際水準GAPの実践・認証取得に向けた取組を重点的に進める方向としています。
- ・こうした国の動向やSDGs（持続可能な開発目標）への世界的な関心の高まりをふまえ、「県内における国際水準GAPの面的な取組拡大」、「GAPの実践指導を行う人材の確保・育成」、「GAPの認知度向上による実需者等の理解の促進」の取組を一体的に推進することにより、SDGsの達成に貢献する安全な県産農産物の安定供給につなげることを目的として、新たに「三重県国際水準GAP推進方針 2030」（以下、「推進方針」という。）を策定します。

2. これまでの取組内容

（1）販路拡大に向けた取組

- ・東京2020大会を契機とした国内外での販路拡大をめざして、東京2020大会の食材調達基準に位置付けられた国際水準GAP認証を取得した農産物等を中心に、情報発信力の強い首都圏のラグジュアリーホテル等を主なターゲットにしてプロモーションなどを重点的に進めました。
- ・県内外のバイヤーを招聘した商談会を開催し、GAP認証取得者と実需者によるマッチング機会の創出にも努めてきた結果、一定の取引件数の拡大につなげました。また、県内GAP認証農産物カタログを作成し、実需者等に対して積極的な情報発信を行いました。

（2）GAPの指導体制強化の取組

- ・農業者のGAPに対する理解の促進並びにGAP認証取得等に係る農業経営体からの支援要請などに的確に応えるため、普及指導員や営農指導員などを対象としたGAP基礎研修等を実施し、217名のGAP推進指導員を確保・育成しました。
- ・地域の県GAP推進チーム、各農林事務所に地域GAP推進チームをそれぞれ設置し、関係者の連携のもとに指導体制を強化した結果、国際水準のGAP認証取得件数は、令和4年度末に105件まで拡大しました。
- ・GAPの効果を「見える化」するため、GAP認証を取得した農業経営体を対象に、県研究機関が経営改善の効果を調査しました。また、調査結果などをふまえた「GAP取組状況チェックシート」を開発し、GAP推進指導員等が生産現場でのGAP推進指導に有効活用しています。

(3) 国際水準GAPの実践・認証取得に向けた取組

- ・ 農業者・団体に対する国際水準GAP認証取得や実践に関する支援を行った結果、本県における認証取得数・農場数については、令和4年度末に105件・264農場まで拡大しました。
- ・ 東京2020大会に向けて、三重県ガイドラインGAP認証制度に基づく県産農産物のGAP認証を行うとともに、令和3年度には本認証制度に代わる「三重国際水準GAP支援制度」を新たに創設し、国際水準GAPの基準書に基づく農業者・団体の取組を支援しました。

(4) 産地における取組

- ・ 県内の主要な農作物産地（109産地）において、GAPに基づく「経営改善チェックリスト」（30項目程度）を活用したGAPの実践を推進しました。
- ・ JAグループや農協組織と連携し、産地や部会を単位とした団体認証の取組を進めた結果、茶を生産する2団体での団体認証の新規取得につなげるとともに、団体認証の取得によるコスト削減にも寄与しました。

(5) 教育機関における取組

- ・ 将来の三重県農業を担う若者等に対するGAP学習を推進するため、農業大学校や農業高校におけるGAP教育のカリキュラム化やGAP認証取得の取組を引き続き支援してきました。
- ・ 農業大学校（トマト、きゅうり）と県立農業高校5校（米、茶、日本なし、ぶどう、かき、まこもたけ、イチゴ）において、国際水準GAPの認証を取得し、令和3年度には、米においてGLOBALGAPの認証を取得しています。

(6) GAPの認知度を高める取組

- ・ 消費者等のGAPに対する理解促進並びに認知度向上を図るため、啓発パンフレットの作成・配布、新聞広告への情報掲載を行いPRに努めました。
- ・ 県内の量販店等でのPR、レストラン等でのGAPフェア等の開催などにも積極的に取り組み、県産GAP認証農産物の価値や魅力を消費者に訴求しました。
- ・ 将来に食に関連する職業に就く可能性がある学生を対象に、GAPに関する出前講座を行いました。

3. 情勢の変化

国内にGAPが導入されて10年以上が経過し、GAPを取り巻く情勢は大きく変化しています。

具体的には、

- ・ 国産農林水産物の輸出が拡大するなか、輸出に際しては輸出先国や取引企業からGAPの取組を求められることがあり、こうした動きは今後さらに加速していくものと考えられること。
- ・ 近年では、国際的に労働者の人権保護に配慮した原料調達が取引先から求められるほか、国内でも外国人材の受け入れにおける労働関係法令等の遵守や労働環境への配慮などが重要となっていること。
- ・ 農業における情報通信技術の導入が進み、ロボット、AI、IoTなど先端技術を活用して、超省力・高品質生産を実現するスマート農業の社会実装が現実のもの

なり、国は2025年までに農業の担い手のほぼ全てがデータを活用した農業を実践することを目標に、その導入を推進していること。

- ・国が策定した「SDGsアクションプラン」における農業分野の取組の一つとしてGAPの拡大・推進が盛り込まれていること。
- ・令和4年5月に「みどりの食料システム法」が施行され、同法に基づき令和5年3月に県が策定した「環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」の推進を図るうえでも、環境負荷低減と生産性向上などにつながるGAPの取組推進が効果的であること。

などがあり、こうした情勢の変化をふまえつつ、県内での国際水準GAPのさらなる推進を図る必要性が一層高まっています。

4. 2030年に向けた課題

・これまでの取組をふまえた2030年に向けた課題は次のとおりです。

- ①個々の農業経営体による国際水準GAPの実践・認証取得は一定程度進みましたが、部会等による団体での取組みは遅れている状況のため、県及び地域のGAP推進チームが相互に連携した推進体制をさらに強化し、部会組織や産地を中心に国際水準GAPの実践・認証取得の面的拡大を図っていくことが必要です。
- ②今後10年間で、50才代のGAP推進指導員が大量に退職していく見込みであるため、中堅・若年層を中心とした普及指導員や営農指導員等をGAP推進指導員として計画的かつ効果的に確保・育成していく必要があります。
- ③将来の農業者や地域リーダーとなる若者たちが、早い時期からGAPを学び、実践できる環境を引き続き整備することが必要です。また、農業高校でのGAP学習の効率化を進めるためのオンラインツールの有効活用が求められています。
- ④GAPに対する消費者の認知度は依然として低いことから、国が登録するGAPパートナーや実需者等との連携を強化しながら、消費者に対する効果的なプロモーション活動を展開していくことが必要です。

また、県産GAP認証農産物の流通拡大に向けて、農業者・団体と食品関連事業者によるマッチング機会の確保が必要です。

5. 推進方針2030の基本的な考え方

・推進方針2030では、これまでの取組や課題をふまえ、以下の基本的な考え方にもとづく取組を進めていきます。

- ①県GAP推進チームと地域GAP推進チームが相互に連携した推進体制をさらに強化し、部会組織や産地を中心に、国際水準GAPの実践・認証取得に関する支援活動を積極的に展開し、GAPに関する取組みの輪の面的拡大を図っていきます。
- ②中堅・若年層を中心とした普及指導員や営農指導員、生産者等を対象としたGAP指導員養成研修等を実施し、GAP推進指導員の計画的かつ効果的に確保・育成していきます。
- ③将来の農業者や地域リーダーとなる若者たちが、早い時期からGAPを学び、実践できる環境を整備するため、農業高校や農業大学校における国際水準GAP認証を維持・更新し、経営感覚に優れた次世代農業者等の育成にもつなげていきます。
- ④国が登録するGAPパートナーや実需者等と連携し、県産GAP認証農産物をPRするためのフェア等を開催するとともに、GAPに取組むことで生産基盤が強化された農業者・団体と食品関連事業者とのマッチングの機会を創出し、GAP認証農産物の認知度向上や流通拡大にもつなげていきます。

6. 数値目標

「5. 推進方針 2030 の基本的な考え方」に位置付けた取組を的確にマネジメントしていくため、次の4つの目標を設定します。

数値目標	数値目標の説明	
国際水準GAPの認証取得・実践する農場数	国際水準GAPの認証を取得した農場数および三重県国際水準GAP支援制度による支援を受けた農場数、国際水準GAPの基準書に準じた取組を継続的に実践している農場数	
	現状値 令和5(2023)年度	目標値 令和12(2030)年度
	226農場(1月末)	254農場

数値目標	数値目標の説明	
国際水準GAPの重要項目に取り組む生産者組織数	GAPに基づく「生産者自己点検チェックシート」(30項目程度)等を活用し、「食品安全」「労働安全」「環境保全」「人権保護」「農場経営管理」の5分野にかかる取組を開始した生産者組織数	
	現状値 令和5(2023)年度	目標値 令和12(2030)年度
	－組織	56組織

数値目標	数値目標の説明	
GAP推進指導員の新規育成者数	JGAP指導員基礎研修などの専門的な研修を受講し、GAPの啓発やその実践、認証取得に向けた指導を行う者(県が定めた所定の条件を満たした者)の新規育成者数	
	現状値 令和5(2023)年度	目標値 令和12(2030)年度
	－名	112名

数値目標	数値目標の説明	
GAP認証を活用した新規取引件数	GAP認証(JGAP、ASIAGAP、グローバルGAP)を活用した新規の取引件数	
	現状値 令和5(2023)年度	目標値 令和12(2030)年度
	－件	21件

7. 具体的な推進方法

- 国際水準GAPの取組の普及拡大の加速化や認証取得・維持に向けた取組をより一層推進・支援するとともに、GAP実践指導を行うGAP推進指導員を確保・育成する

ため、普及指導員や営農指導員等がそのノウハウを取得する研修等を実施します。

- ・さらに、GAP認証を取得した農業経営体や産地等の取組が評価され、GAP農産物の認知度向上と流通拡大につながる取組を行います。

(1) GAPの実践・認証取得の推進活動

- ・農業経営体や産地に対する研修会等を通じて、GAPの取組の普及拡大を図るとともに、国際水準GAP認証の取得・維持に取り組む生産者等に対して、きめ細かな支援活動を引き続き実施します。
- ・GAPに取り組む農業経営体のすそ野を広げるとともに、取組のレベルをさらに引き上げていくため、JAグループと連携して、GAPの取組状況チェックシートや経営改善チェックリスト等の実践を推進します。
- ・スマートフォンのアプリなどによるGAPの取組データの記録・管理ツールの普及推進を図り、デジタルデータの活用によるコスト低減や省力化などによる経営改善の取組を支援します。
- ・GAPの団体認証取得に向けた取組体制の構築を支援するとともに、輸出等をめざす農業者等による認証取得経費の支援を行います。
- ・GAPの認証取得はしないものの、実需者等からの取引要請に応じて迅速にGAP認証が取得できるよう、「三重国際水準GAP支援制度」により、GAPの実践レベルの維持に取り組む農業者・団体を支援します。

(2) GAPの推進・指導体制の強化活動

- ・県GAP推進チームと地域GAP推進チームが連携した推進体制をさらに強化し、GAP推進方針に基づく取組を戦略的かつ効果的に実施します。
- ・県普及指導員及びJA営農指導員等を対象としたGAP推進指導員研修や内部監査員研修等を実施します。
- ・県普及指導員を国の国際水準ガイドラインGAPの研修等に派遣し、指導員を確保育成します。
- ・GAP団体認証を支援できる指導員（県普及指導員等）の知識や技術レベルの向上にむけて、民間団体等が行う各種研修に派遣します

(3) 次世代人材育成の強化活動

- ・農業高校におけるGAP認証取得・維持のため、農業高校が行う自己点検や審査経費の支援を行います。
- ・国が開発した「GAP導入支援ツール」（栽培管理記録等の効率的を支援するシステム）をモデル的に導入し、農業高校でのGAP学習のさらなる効率化につなげます。
- ・農業高校が行うGAPの取組内容を広く情報発信し、農業高校生によるGAPの取組意欲を喚起します。

(4) GAPの認知度向上及び認証農産物の流通拡大に向けた活動

- ・県内の農業高校やGAPパートナー等と連携し、GAP農産物を活用した食材フェアの開催などのGAPの認知度向上活動を行います。
- ・県関係機関と協力しながら、GAP認証取得者と実需者によるマッチングの機会を確保し、GAP認証農産物の流通拡大につなげます。
- ・県内GAP認証農産物カタログや認証農場を紹介するパンフレットなどを作成し、

実需者や消費者に対するPR活動を行います。

- ・県内大学と連携し、GAP認証農産物のPRを行う出前授業を行います。
- ・GAP農産物に対する実需者ニーズの掘り起こし、農業経営体や農業関係団体等に情報提供していくとともに、実需者とのマッチング機会の創出等に取り組み、認証農産物の流通拡大を図ります。

7. 推進体制

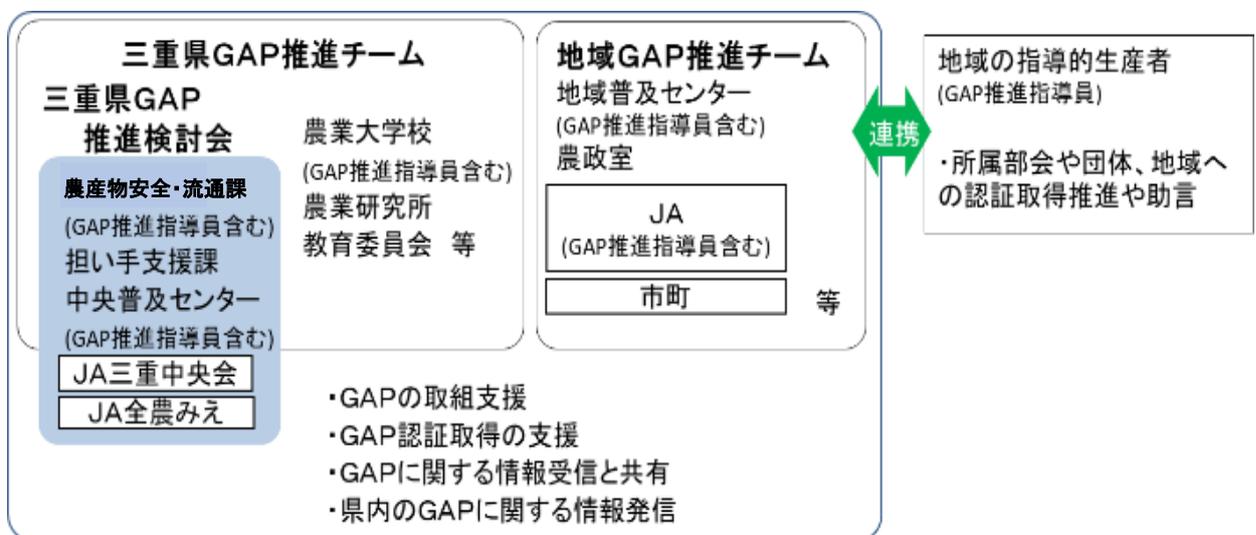
前記7の取組を進めるための体制については、次のとおりとします。

(1) 県推進体制

- ・県庁内の関係部局を構成員とする「三重県GAP推進チーム」を中心として、県内の農業経営体や産地部会等への国際水準GAP認証取得およびGAP実践の推進・支援にかかる施策の展開等を検討します。
- ・県、JAグループ等の関係機関を構成員とする「三重県GAP推進検討会」において、関係機関が相互に連携を図りながら、総合的かつ効果的にGAP認証取得およびGAP実践などを推進する体制を強化します。
- ・県、JAグループ、GAPパートナー等が連携し、県産GAP認証農産物の認知度向上を図るためのプロモーションの推進体制を充実させていきます。

(2) 地域推進体制

- ・引き続き、市町、JA等の関係機関を構成員とする「地域GAP推進チーム」が中心となり、地域における農業経営体や産地部会等へのGAP認証取得およびGAP実践を推進・支援します。



8. 推進期間

令和6年度から令和12年度まで

- ・本方針の推進期間については、「みえの元気プラン」、「三重県食を担う農業・農村の活性化に関する基本計画」などをふまえ、令和6年度から令和12年度までとし、社会経済情勢の変化や地域の取組状況等を考慮しつつ、適宜、必要な見直しを行うものとします。